

その他

<(4)テロ対策> (No.83関連)

平成30年6月1日
東北電力株式会社

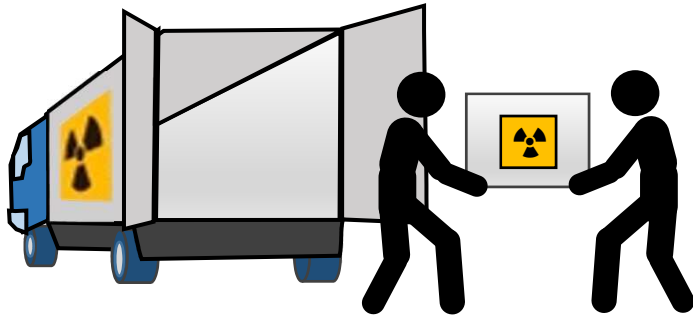


目 次

1. 原子力発電所を対象としたテロリズム
2. 原子力発電所におけるテロ対策
 - (1) 核物質防護対策
 - (2) サイバーテロ対策
 - (3) 意図的な航空機衝突等への対策
 《特定重大事故等対処施設を含む》
 - (4) 内部脅威対策
 《個人の信頼性確認制度等》
3. 原子力発電所のセキュリティに係る組織体制
4. 適合性審査の状況

1. 原子力発電所を対象としたテロリズム

- 原子力発電所で使用，貯蔵および輸送中の核物質（燃料等）を盗む行為



盗み出した核物質（燃料等）を用いて核爆発装置等を製造することが目的

⇒ 不法移転

- 原子力発電所に対して，武器等を用いた直接的な妨害行為や破壊行為
- 原子力発電所の情報システム（運転制御系を含む）を対象とする外部ネットワークを通じた不正アクセス行為等のサイバー攻撃
- 原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突（航空機落下テロ）



原子力災害等の重大な事故を引き起こし，社会的混乱や公衆への放射線被害を発生させることが目的

⇒ 妨害破壊行為



2. 原子力発電所におけるテロ対策

原子力発電所におけるテロ対策は、未然防止だけではなく事態を深刻化させないことも重要であることから、次のような対策を進めている。

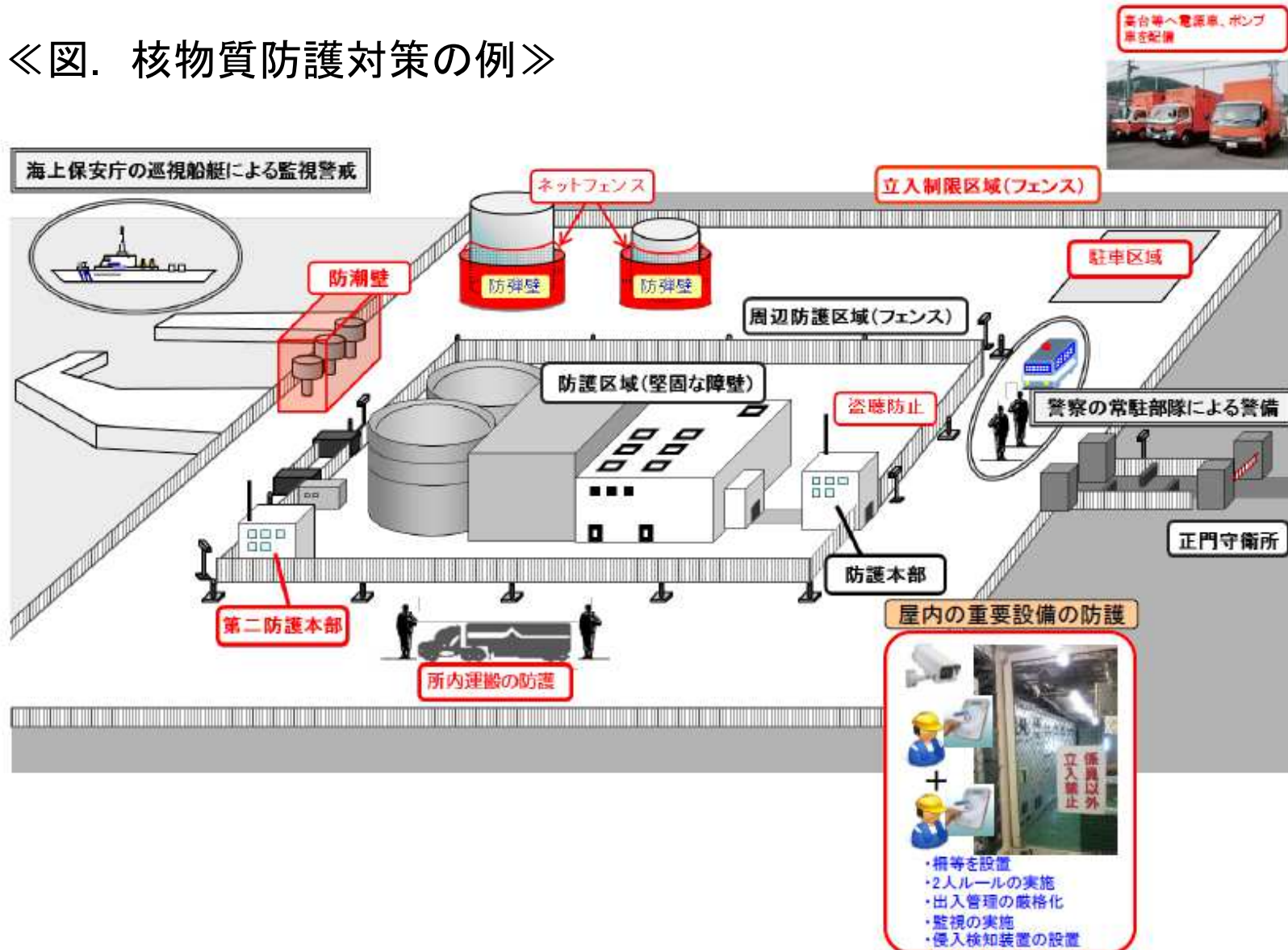
(1) 核物質防護対策

- 使用，貯蔵，輸送中の核物質の不法移転を防止すること
- 原子力施設の妨害破壊行為および使用，貯蔵，輸送中の核物質の妨害破壊行為に対して防護すること
- 所在不明または盗取された核物質の所在を確定し，回収するための迅速かつ包括的な措置を確実に実施すること
- 妨害破壊行為による放射線影響の緩和または最小化すること

燃料等の核物質を第三者の接近から物理的に防護することを目的とし、米国同時多発テロ(2001年9月11日)以降、IAEAのガイドラインに基づき国内の核物質防護の水準を国際的なレベルまで引き上げる他、東北地方太平洋沖地震(2011年3月11日)を起因とする東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえ更なる強化を図っている。

2. 原子力発電所におけるテロ対策

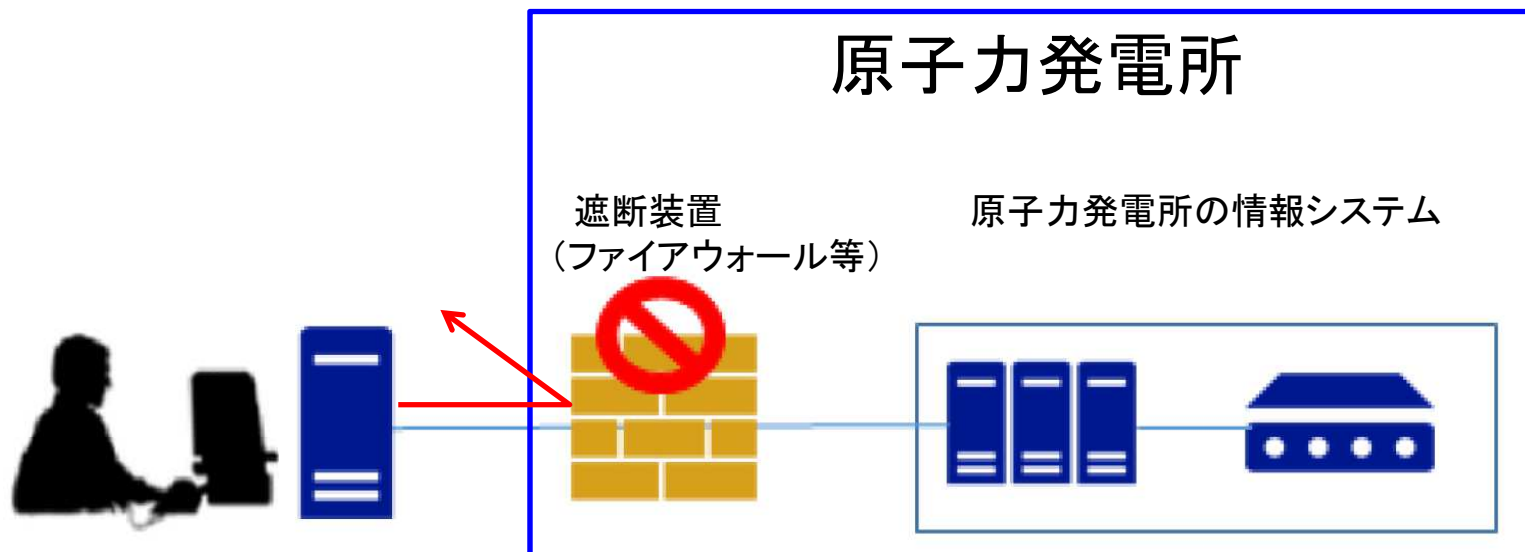
《図. 核物質防護対策の例》



2. 原子力発電所におけるテロ対策

(2) サイバーテロ対策

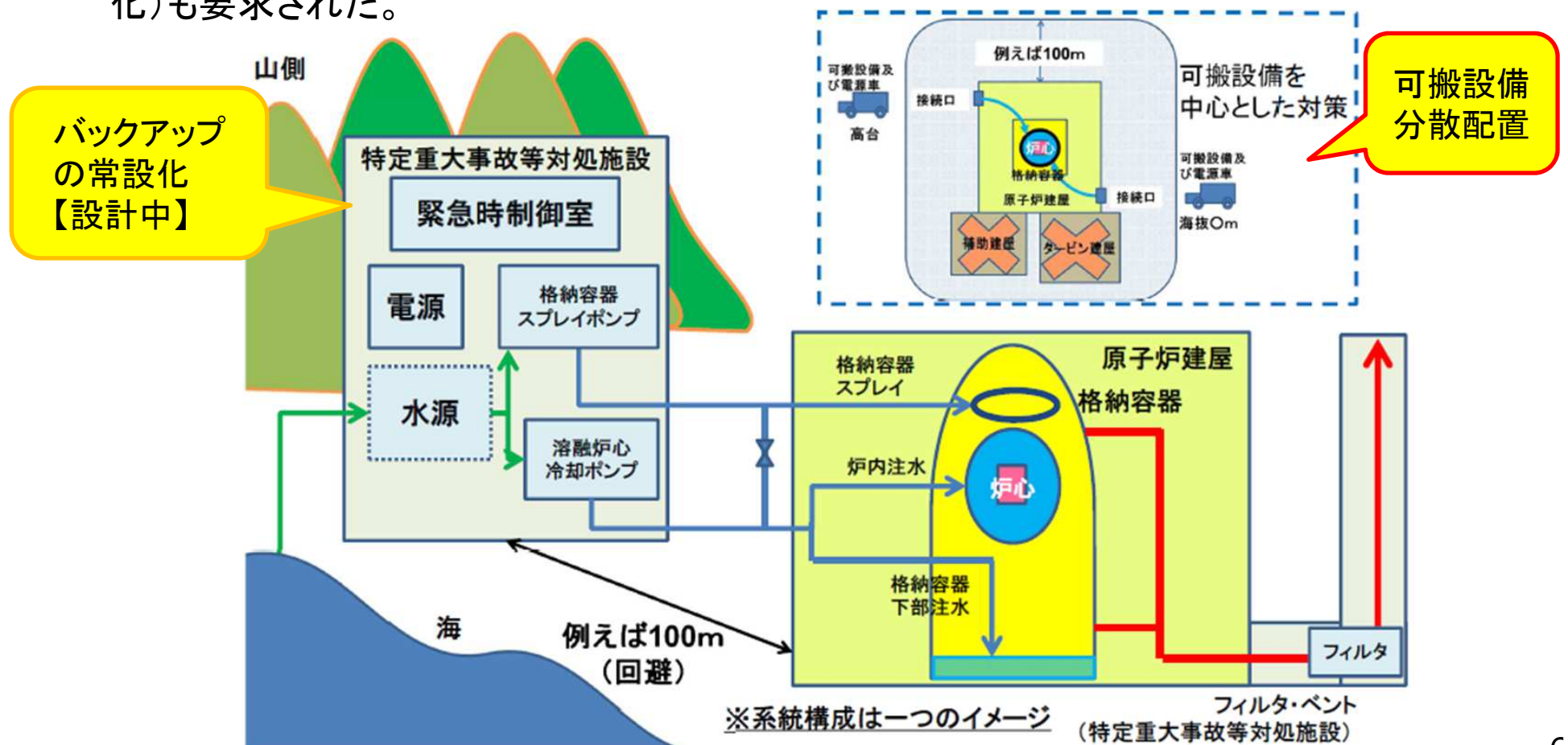
- 原子力発電所の重要な情報システムは、原則として外部ネットワーク(電気通信回線)に接続しないこと
- 外部ネットワーク(電気通信回線)を接続する必要がある場合には、不正アクセス行為が出来ないように遮断装置(ファイアウォール等)を設置すること
- 許可なく外部記憶媒体(USB等)を接続しないこと
- 不審なメールを開かない、リンク先にアクセスしないこと



2. 原子力発電所におけるテロ対策

(3) 意図的な航空機衝突等への対策《特定重大事故等対処施設を含む》

- 意図的な航空機衝突等への可搬式設備を中心とした対策(可搬式設備・接続口の分散配置)が要求された。更にバックアップとして、特定重大事故等対処施設の整備(常設化)も要求された。



2. 原子力発電所におけるテロ対策

(4) 内部脅威対策《個人の信頼性確認制度等》

従来の外部脅威(テロ等の妨害破壊行為)対策に加え, 内部脅威者(インサイダー)を想定した対策を強化

● 個人の信頼性確認制度の導入

原子力発電所の重要区域への常時立入者(発電所従業員)および核物質防護に関する秘密を業務上知り得る者(秘密保持義務者)は, 事前に個人に関する情報, テロリズム・暴力団に関する事項の自己申告・面接, アルコール・薬物検査等に基づき, 妨害破壊行為および情報漏えいのおそれがないか確認を受けなければならない。

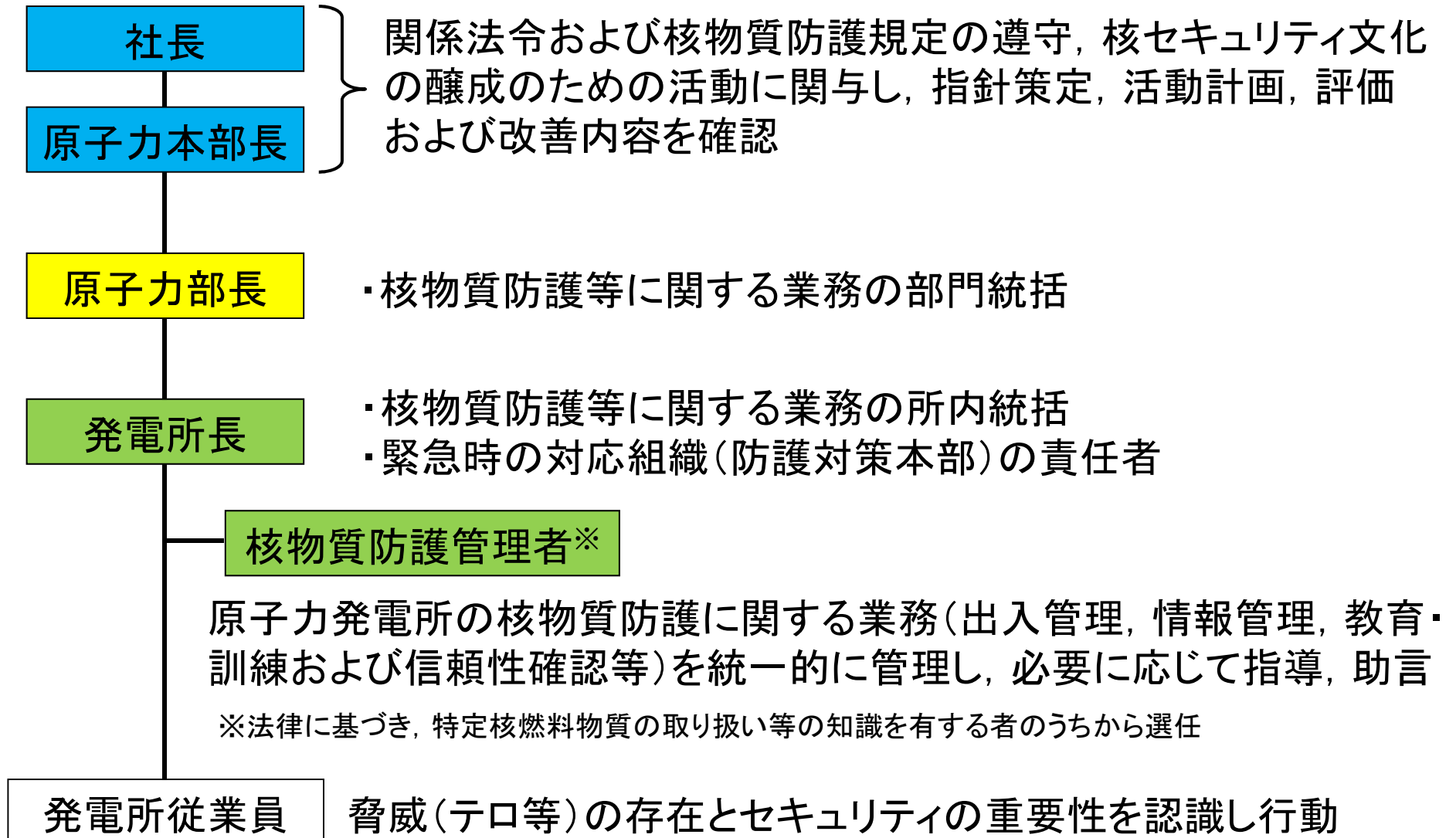


● 防護区域への監視装置の設置

原子力発電所では, 燃料等の核物質を保管する建屋を鉄筋コンクリート造りの障壁等, 堅固な構造の障壁で区画した防護区域を設定のうえ, 入域を制限している。

この防護区域内にある中央制御室その他の重要な設備を監視するカメラ等の監視装置を設置しなければならない。

3. 原子力発電所のセキュリティに係る組織体制



4. 適合性審査の状況

女川原子力発電所2号機新規規制基準適合性審査(不法な侵入等の防止)の 対応状況

- 平成29年10月のプラント審査本格化以降, これまで4回のヒアリングを実施
(申請以降ではBWR合同ヒアリングを含めて計7回のヒアリングを実施)
- 平成30年3月の審査会合において, 発電所施設に対する人の不法な侵入や
不正アクセス行為の防止について, 核物質防護対策を基本として対応するこ
とを説明し, 指摘事項はなく終了

設置許可基準規則

第7条(発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止)

(要求事項)

工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入^①、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること^②及び不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為^③をいう。第二十四条第六号において同じ。)を**防止するための設備を設けなければならない。**